

アスベスト飛散防止の大気汚染防止法「改正」問題について考える！

はじめに

2020年の通常国会に、環境省の所管で、アスベスト（石綿）含有建材の除去時の対策を規定している「大気汚染防止法」（以下「大防法」）の「改正」案が、3月10日に閣議決定され・国会に退出されました。この4月に審議入りして、4月中にも成立させられようとしています。今回の「改正」案は、これまでアスベストのレベル1～2相当の建材を対象としていた同法を、レベル3の建材も規制対象としようとするものです(表1参照)。その点では評価できますが、わたしたちが求めるアスベストの飛散防止水準から見て極めて不十分な内容となっています。

この間相次いで起こっている地震や台風などの大規模災害でのアスベストの飛散が心配されています。レベル1建材である、発じん性が著しく高い吹き付けアスベスト使用の建物は280万棟あると言われていています。レベル3建材の成形板は約3千3百万棟もの木造建設、一戸建ての建物に使われており、これらの建物はこれから解体のピークを迎えると言われていています。アスベストの飛散防止の強化は、まさしく喫緊の最重要課題です。

この討議資料は、環境省の大防法「改正」案の不十分性を指摘し、より実効的なアスベスト飛散防止の内容となることを求めて発行するものです。

(表1) アスベスト建材の種類

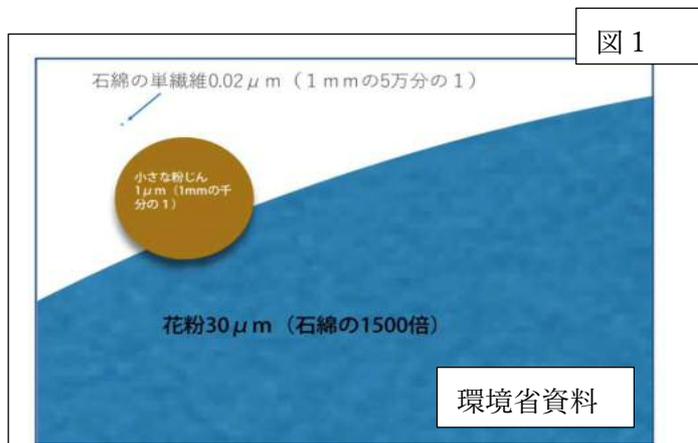
レベル1	石綿含有吹き付け建材
レベル2	石綿含有保安材や耐火被覆材、断熱材
レベル3	レベル1、レベル2に該当しない成形板等の石綿含有建材

I アスベスト（石綿）とはどういうものか？—その“おそろしさ”

1 アスベストとは

アスベスト（石綿）は、極めて細い（髪の毛の5千分の1、0.02～0.3ミクロン）繊維状の鉱物（図1）で、束になっている繊維をほぐして糸や布に織ることができます。丸めれば綿のような石＝「石綿」となります。

石綿には、日本でたくさん輸入された

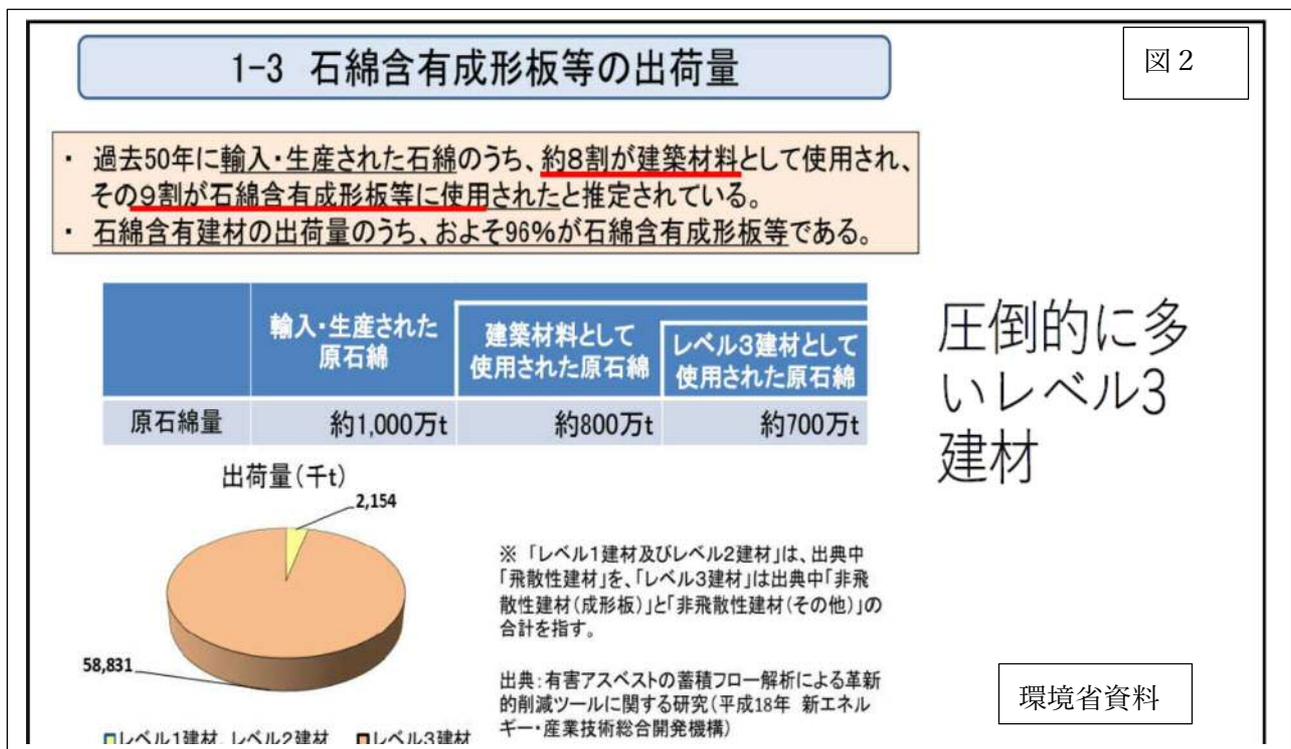


白石綿（クリソタイル）、発がん性の極めて高い青石綿（クロシドライト）、次いで発がん性が高い茶石綿（アモサイト）など6種類あります。

2 アスベストはどこに、どれだけ使われたのか？

石綿は、耐熱性、耐薬品性、熱や電気の絶縁性に優れ、曲げや引っ張りに強く、何よりも安価ということで、“奇跡の素材”と呼ばれました。石綿の用途は非常に広く、建物の耐火被覆（吹き付け石綿）、建材、ブレーキ材、水道管、石綿糸・布・ひも、パッキング、スレート、煙突など3千種類以上の用途がありました。

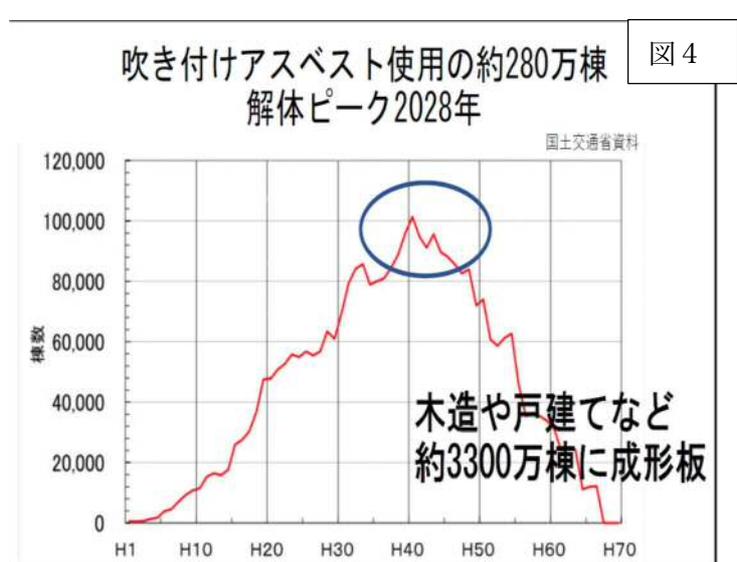
日本では、戦後1000万トンを超えるアスベストが輸入されました。800万トンが建設業で使われ、その内700万トンが今回やっと規制対象とされるレベル3建材です(図2)。



2006年以前に建てられた鉄骨・鉄筋造のマンションやアパート、一戸建ての家屋には、基本的にはほぼすべての建物にアスベスト含有建材が使われています(図3)。

国土交通省によると、吹付アスベストを使用した建築物は約280万棟、木造や戸建ての建物の約3300万棟にアスベスト含有の成形板が使用されています。

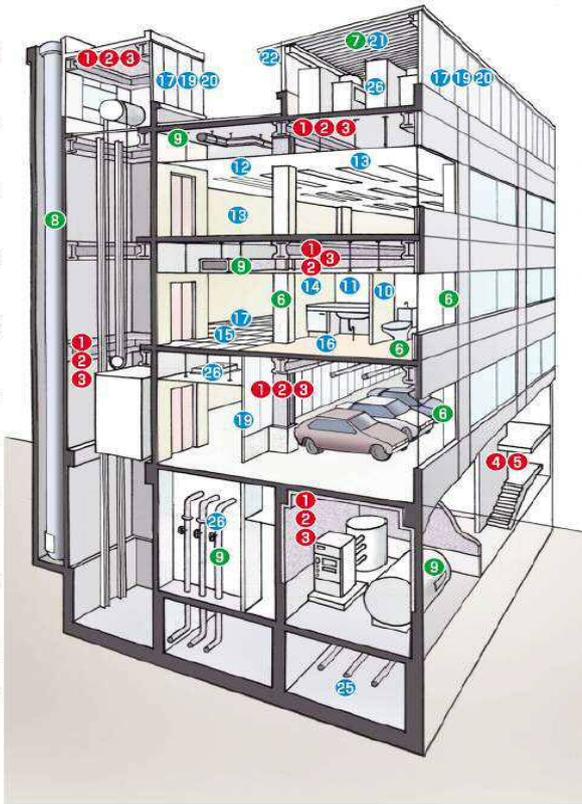
そして、その解体のピークは2028年と言われています(図4)。



<RC・S造>

図 3

- 1 吹付け石綿……………P10
- 2 石綿含有吹付けロックウール
(乾式・半湿式)……………P12
- 3 石綿含有吹付けロックウール
(湿式)……………P13
- 4 石綿含有パーライト
吹付け……………P14
- 5 石綿含有パーミキュライト
吹付け(ひる石)……………P15
- 6 石綿含有けい酸
カルシウム板第2種……………P16
- 7 屋根用折版石綿断熱材……………P17
- 8 煙突石綿断熱材……………P18
- 9 石綿・けいそう土・パーライト・
石綿けい酸カルシウム等各種
保温材……………P19
- 10 フレキシブルボード・
大平板等……………P20
- 11 けい酸カルシウム板第1種……………P20
- 12 岩綿吸音板……………P21



- 13 石膏ボード……………P22
- 14 けい酸カルシウム板第1種……………P23
- 15 ビニル床タイル……………P24
- 16 フロアシート
(長尺塩ビシート等)……………P26
- 17 押出成形品……………P27
- 18 窯業系サイディング……………P28
- 19 押出成形セメント板……………P29
- 20 フレキシブルボード・
石綿セメント板……………P30
- 21 スレート波板……………P32
- 22 けい酸カルシウム板第1種……………P33
- 23 住宅化粧用スレート……………P34
- 24 石綿セメント円筒……………P35
- 25 耐火二層管……………P36
- 26 ガスケット・パッキン……………P37

<戸建て住宅>

- 31 石綿含有窯業系サイディング
- 32 石綿含有建材複合金属系サイディング
- 30 石綿セメント円筒
- 37 石綿含有住宅屋根化粧スレート
- 38 石綿含有ルーフィング
- 22 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- 24 石綿含有せっこうボード
- 27 石綿含有壁紙
- 22 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- 24 石綿含有せっこうボード
- 26 石綿含有ビニル床タイル
- 29 石綿含有ビニル床シート

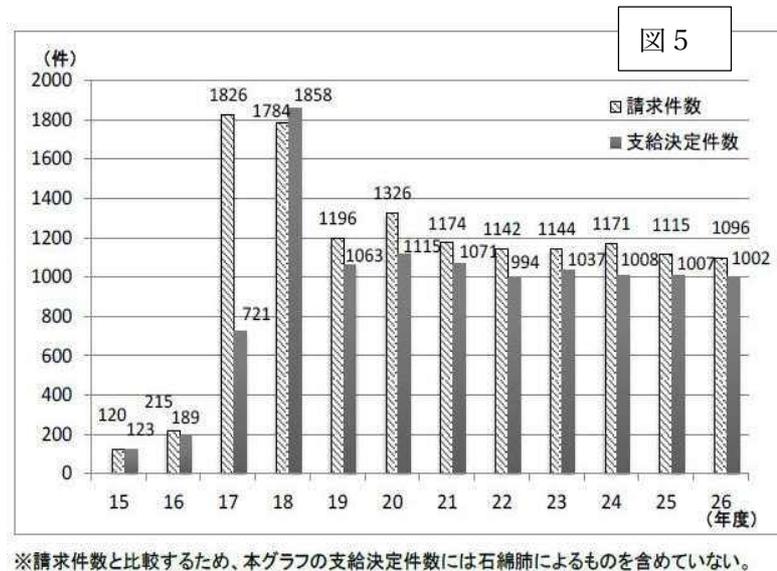


3 おそろしい発がん性物質＝アスベスト

アスベストは、吸い込むと中皮腫や肺がんといったおそろしい病気を引き起こすリスクが極めて大きい「死の棘（とげ）」です。アスベスト関連疾患は、ばく露してから発症するまでの潜伏期間が10年～40年以上と非常に長く「静かな時限爆弾」、「サイレントキラー」と呼ばれます。アスベストは、製品の生産、流通、消費、廃棄のすべての段階で、職業病や大気汚染を引き起こすなんともやっかいな物質です。

最新の石綿による疾病に関する労災保険給付の請求件数一（2018年度*）は1,169件で、支給決定件数は997件となっています（図5）。

（*）以上の数字にはじん肺にカウントされている石綿肺の支給決定件数60件は含まれていない。また、石綿肺の5年の時効によって労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した人を救済する「石綿健康障害救済法」にもとづく特別遺族給付金の請求件数38件、支給決定件数31件も含まれていない。



2018年度の997件という石綿疾病関連の労災支給決定件数は、2018年の労災死亡者数の909人より多くなっています。また一般に「中皮腫で死亡した人の2倍は石綿による肺がん死がある」とされていますので、それを考慮に入れると、「中皮腫＋石綿肺がん」死亡者数は年間4,650人と推計され、2019年の交通事故死数の3,215人を大きく上回ることとなります。アスベスト被害は、まさしく“史上最大の労災であり、公害”なのです。ちなみに、旧建設省（現在の国土交通省）は、「火災になっても逃げる時間が稼げるのでアスベスト含有建材を使わなければならない」と言ってきましたが、火災による死亡は1年間に1,550人程度で、中皮腫で死亡する人の数とほとんど変わりません。まさに目的と手段が転倒していたのです。

II 環境省の大防法「改正」案はどこが不十分で、どう改善すべきなのか？

1 政府・環境省の大気汚染防止法「改正」案の問題点

- ① 新たにレベル3建材を規制対象とするが、届け出対象とはしていないこと（届け出は都道府県・政令指定都市などの判断に任される）。石綿飛散について、故意のみを罰し、過失は罰しないこと。罰金の額があまりにも低いこと（*）。
- ② レベル3建材除去の作業基準では、「原形のまま」、「湿潤化」と言うだけで、「養生」を必須としていないこと。
- ③ 作業中のアスベスト漏えいの検査をしないこと。完了検査を一応位置づけてはいるが、第三者検査ではなく、仲間内のチェックでよいとされ、全く不十分な検査であること。
- ④ 建設物等の通常使用時における「飛散のおそれ」を防止する手段がないこと。通常使

用時のアスベスト飛散防止策を明記すべき。

(*) 大気汚染防止法の違反は罰金50万円、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では3億円

2 いの健全国センターとしての大防法「改正」要求

- ① レベル3建材だけの除去工事もすべて届け出対象として工事前の届け出を制度化すること。届け出項目としては建築年、構造、除去作業規模を含むこと。
- ② レベル3建材除去工事の作業基準として「隔離養生」を基準とすること。
- ③ 大気汚染防止法の、石綿飛散について、過失による飛散も処罰の対象とすること。罰則についても廃棄物の処理及び清掃に関する法律並みに引き上げること。
- ④ 平常時の建築物のアスベスト建材の評価とメンテナンスを義務化するため、建築基準法第10条の規定(**)を生かし、国交省と連携した新しい制度づくりをはかること。
- ⑤ アスベスト除去の費用について、国とアスベスト含有建材を製造販売したメーカーの負担による補助制度を創設すること。

(**) 建築基準法第10条には、「放置すれば…著しく衛生上有害となる恐れがあると認める場合において、…必要な措置を勧告」ないし、「必要な措置を命じることができる」とある。

以上。